

設立総会報告

庶務幹事

坂井 信彦、菅 滋正

SPring-8利用者懇談会の設立総会は、現地の真新しい先端科学技術支援センター大ホールにおいて、5月27日(木)14時45分より120名以上の参加を得て盛大に開催された。

準備に多大なご尽力をいただいた、現地実行委員長・安岡則武氏の開会の挨拶のあと、N T T境界研・尾嶋正治氏を議長に選出し、下記のプログラムに従って総会の議事が進行した。最新の映写機が不調というハプニングはあったが、終始熱気につつまれて総会は成立し、会則・細則が承認された。ついで運営委員20名が承認され、会長・幹事(次頁)が紹介された後、第一回総会として、会長挨拶にひきつづき各幹事より本年度の活動方針が説明された。主なものは、事務局の設立と立ち上げ、新会員勧誘、会員名簿の整備、予算、SPring-8シンポジウムの開催、懇談会広報紙の発行と誌名募集、利用課題別サブグループ(SG)の募集と組織化等であった。その他、28日のSPring-8見学会、SG組織化検討会への参加よびかけがあった。

休憩の後、各界の代表から祝辞や御意見をいただいた。貴重な御指摘が多く、今後の運営に生かすこととしたい。

S P r i n g - 8利用者懇談会 設立総会プログラム

開会にあたって	設立総会実行委員長	安岡則武
議長選出		
I. 設立	庶務幹事	菅 滋正
1. 利用者懇談会設立の承認		
2. 会則、細則の承認		
3. 役員承認		
II. 総会		
1. 会長挨拶	会長	菊田惺志
2. 各幹事活動方針	庶務幹事	菅 滋正
	会計幹事	虎谷秀穂
	行事幹事	坂田 誠
	編集幹事	辻 和彦
	利用幹事	下村 理
III. あいさつ	(司会 庶務幹事	坂井信彦)
1. 科学技術庁	審議官	笹谷 勇
2. 兵庫県	企画部長	辻 寛
3. 原研・理研大型放射光施設計画推進共同チーム	リーダー	上坪宏道
4. 高輝度光科学研究センター	副理事長	高良和武
5. 顧問	姫路工業大学理学部長	菅野 暁
6. 顧問	産業利用調査委員会委員長	山野 大
7. 顧問	日本放射光学会元会長	千川純一
8. 顧問	大阪大学名誉教授	角戸正夫

SPRING-8利用者懇談会1993年度役員名簿

会 長		菊田 惺志 (東京大・工)
幹 事	庶務	菅 滋正 (大阪大・基礎工)
	副	坂井 信彦 (姫路工大・理)
	会計	虎谷 秀穂 (名古屋工大・セラミックス研)
	正	坂田 誠 (名古屋大・工)
	副	前田 裕宣 (岡山大・理)
	編集	辻 和彦 (慶応大・理工)
	副	難波 孝夫 (神戸大・理)
	利用	下村 理 (高エネ研・放射光)
	副	塩谷 亘弘 (東京水産大・教養)
	副	松井 純爾 (日本電気㈱・筑波研)
	副	村田 隆紀 (京都教育大・物理)
運営委員	2年任期	雨宮 慶幸 (高エネ研・放射光)
		石川 哲也 (東京大・工)
		太田 俊明 (東京大・理)
		大柳 宏之 (電総研・電子基礎)
		菊田 惺志 (東京大・工)
		坂部 知平 (高エネ研・放射光)
		下村 理 (高エネ研・放射光)
		菅 滋正 (大阪大・基礎工)
		辻 和彦 (慶応大・理工)
	1年任期	尾嶋 正治 (日本電信電話㈱・境界領域研)
		川村 春樹 (姫路工大・理)
		合志 陽一 (東京大・工)
		坂井 信彦 (姫路工大・理)
		坂田 誠 (名古屋大・工)
		寺内 暉 (関西学院大・理)
		難波 孝夫 (神戸大・理)
		松井 純爾 (日本電気㈱・筑波研)
		向山 毅 (京都大・化研)
		安岡 則武 (姫路工大・理)
顧 問		岩崎 博 (高エネ研・放射光)
		角戸 正夫 (兵庫県 参与)
		黒田 晴雄 (東京理科大・総研)
		高良 和武 (高輝度光科学センター)
		佐々木泰三 (高エネ研名誉教授)
		菅野 暁 (姫路工大・理)
		千川 純一 (姫路工大・理)
		三井 利夫 (明治大・理工)
		山野 大 (三洋電機㈱)

(敬称略)

SPring-8 利用者懇談会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、SPring-8利用者懇談会（英語名 SPring-8 Users Society）と称する。
- 第2条 本会は、大型放射光施設SPring-8における会員の研究活動の進展のために、SPring-8施設の建設への協力ならびに利用の円滑化と会員相互の交流の促進とを図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、その目的を達成するために以下の活動を行う。
1. SPring-8のビームライン建設への協力
 2. SPring-8利用計画の検討
 3. SPring-8の利用に関する会員相互の情報交換や要望のとりまとめなど、利用の円滑化に関する事項
 4. 各種学術的会合の開催
 5. その他、本会の目的達成に必要と認められた事項
- 第4条 この会則の実行に必要な細則は、運営委員会において決められ、総会において報告される。

第2章 会員

- 第5条 会員は、SPring-8建設に協力したりその利用に関心をもつ研究者・技術者などで、本会に申し出、運営委員会においてその入会が適当と認められた者とする。
- 第6条 会員は細則に定める会費を納める。
- 第7条 会員はSPring-8利用者懇談会の広報誌などの配布を受け、また本会の活動に参加することができる。
- 第8条 会員は会に届け出て退会することができる。

第3章 会長、運営委員、幹事および顧問

- 第9条 本会に会長を置く。会長は運営委員会において運営委員の中から互選される。
- 第10条 本会に細則に定める数の運営委員を置く。運営委員は細則にしたがって会員により会員の中から選出される。
- 第11条 本会に数名の幹事を置く。幹事は会長によって指名され、運営委員会によって承認される。
- 第12条 本会に顧問を置く。顧問は運営委員会の承認の下に会長が依頼する。
- 第13条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会を招集する。
- 第14条 幹事は、庶務、会計、行事、編集、利用その他の会務を担当し、運営委員会の決定に基づいて業務を行う。また運営委員会に出席し、活動状況を報告する。
- 第15条 本会に、細則に基づき、各種実行委員会を設けることができる。
- 第16条 顧問は会の運営方針等について会長に意見を述べるすることができる。

第17条 会長、運営委員および幹事の任期は2年とする。

第4章 総会、運営委員会および実行委員会

第18条 総会は原則として年1回開催され、本会運営の基本方針の決定を行う。総会の議長は互選とする。

第19条 総会の議題は会長が提出する。

第20条 運営委員会は会長の招集により随時開かれ、総会の決定した基本方針に基づき、会の運営方針を決定し、その実行を会長および幹事に委嘱する。

第21条 幹事は随時実行委員会を招集し、会務を実行する。

第5章 会計

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第23条 本会の収支決算は、運営委員会において承認され、総会において公表されねばならない。

第6章 事務局

第24条 本会の事務を処理するために、事務局を財団法人高輝度光科学研究センター内に置く。事務局の組織、運営などは運営委員会の議を経て会長が定める。

第7章 会則の変更

第25条 会則の変更は、運営委員会の議を経て総会における議決によって行う。

付則 この会則は平成5年4月1日より施行する。

SPRING-8利用者懇談会細則

第1章 会員

第1条 本会に入会するには、所定の用紙に記入し、事務局に提出する。

第2条 入会申し込み書は事務局に請求することにより入手できる。

第3条 会費は年額 2,000円とする。

第2章 運営委員および運営委員会

第4条 運営委員の選出は次の方法による。

1. 運営委員は20名とし、その半数を毎年改選する。
2. 会長の指名によって3名の委員から構成される選挙管理委員会を組織する。
3. 会員の中から3名以上の会員によって推薦された者を次期運営委員候補者とする。
4. 上記候補者について会員による投票を行い、上位10名が次期運営委員に決定される。ただし、票数が同じ場合は運営委員会が決定する。

第5条 運営委員会には財団法人高輝度光科学研究センターおよび日本原子力研究所・理

化学研究所大型放射光施設計画推進共同チームからのオブザーバーの出席を求めることができる。

第3章 学術的会合

第6条 S P r i n g - 8シンポジウムを開催する。S P r i n g - 8シンポジウムは研究成果の発表、建設・利用に関する議論とともに会員相互の交流の場とし、S P r i n g - 8における研究活動の発展と共同利用の円滑化のための各種の企画を実施する。

第7条 会員に新しい放射光技術や成果についての情報を伝達するために、講演会、講習会を適宜開催する。

第4章 幹事および実行委員会

第8条 本会に、その実行組織として行事委員会、編集委員会、利用専門委員会等の実行委員会を設けることができる。各委員会の委員長は幹事はその責に当たる。委員は各委員長がそれぞれ指名し、会長が任命する。

第9条 行事委員会はS P r i n g - 8シンポジウムなどの学術的会合の開催等に関わる事項を掌握する。

第10条 編集委員会は本会の広報誌のほか、S P r i n g - 8の利用と啓蒙に関する出版物を刊行する。

第11条 利用専門委員会は共同利用、将来計画に関する以下の活動を行う。

1. S P r i n g - 8利用に関する会員の意見、要望を取りまとめる。
2. S P r i n g - 8利用に関して研究課題別にサブグループを組織する。
3. S P r i n g - 8利用の円滑化のための対策を協議する。
4. S P r i n g - 8の将来計画の促進を図る。

第5章 総会等

第12条 総会は会員の1/20の参加を以て成立する。ただし、委任状を以て出席に変えることができる。総会の議長は、議事に先立ち、会員の互選により決める。総会の議事は、出席会員の過半数で決め、可否同数の時は議長が決める。

第13条 各幹事は活動状況について総会で報告し、会員との意見交換を行う。

第14条 運営委員会は運営委員の1/2の出席を以て成立する。運営委員会の議長は運営委員の互選により決める。運営委員会の議事は、出席者の過半数で決め、可否同数のときは議長が決める。

第6章 その他

第15条 細則は運営委員会によって制定され総会において報告される。